

平成 22 年 4 月 27 日

各 位

会社名 株式会社イントランス
代表者名 代表取締役社長 上島 規男
(コード番号 3237 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部門管掌
兼経理・総務部部長 濱谷 雄二
電話番号 03-6803-8100 (代表)

第三者割当による新株式の発行・第3回新株予約権の発行ならびに
親会社、筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株式の発行及び第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行について決議しました。また、本新株式の発行に伴い、当社の親会社、筆頭株主及び主要株主の異動が見込まれますので併せてお知らせいたします。

1. 募集の概要

・第三者割当による新株式の発行

(1) 発行期日	平成 22 年 5 月 14 日
(2) 発行新株式数	73,600 株
(3) 発行価額	8,300 円
(4) 調達資金の額	610,880,000 円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法
(6) 割当予定先	株式会社 A S O
(7) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とする。

※割当予定先は、平成 22 年 6 月開催予定の第 12 回定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする予定であります。

・第三者割当による第3回新株予約権の発行

(1) 発行期日	平成 22 年 5 月 14 日
(2) 新株予約権の総数	79 個
(3) 発行価額	総額 32,095,962 円 (本新株予約権 1 個につき 406,278 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	39,500 株
(5) 調達資金の額	359,945,962 円 (内訳) 新株予約権の発行分： 32,095,962 円 新株予約権の行使分： 327,850,000 円

(6) 行使価額	8,300円 (1株当たりの行使価額)
(7) 割当予定先	株式会社ASO
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法
(9) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とする。

2. 募集の目的及び理由

(1) 第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行の目的ならびに理由について

当社を取り巻く事業環境は、世界的な金融危機の長期化による信用収縮及び金融機関の不動産関連融資に対する厳格姿勢などにより、不動産売買取引は低調が続くなど依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況下、当社は、事業法人や個人投資家のニーズに適した比較的小規模な物件への取り組みと売買仲介業務に鋭意注力すると共に、役員報酬の減額や本社事務所の移転等による固定費の圧縮に努めてまいりました。しかしながら、流動性が著しく低下した不動産売買取引市場において、物件の取得・売却には至らず、また、保有する資産の評価替えを実施した結果、平成22年3月期第3四半期決算において、平成22年3月期第3四半期累計期間の営業損失が316,744千円（前年同四半期は1,240,570千円の営業損失）、経常損失が353,855千円（前年同四半期は1,326,386千円の経常損失）、四半期純損失が373,149千円（前年同四半期は1,486,491千円の四半期純損失）となりました。

このような状況から、当社は平成21年3月期事業年度より引き続き、継続企業の前提に関する注記が付されております。平成22年3月期事業年度も平成21年3月期事業年度に引き続き経常損失を計上する見込みであり、また、現預金残高も減少が続くなど、経営的に非常に厳しい状況にあり、エクイティ・ファイナンス等による資金調達なしには、企業としての存続自体が大変厳しい状態にあります。このため、当社は早急な自己資本の充実及び流動性資金の確保を含めた財務基盤の健全化と強化が喫緊の経営課題となっております。

当社は、経営基盤を強化し、不動産業界内で確実に勝ち残っていくための取り組みとして、平成21年4月より、「イントランスリバイバルプラン」を開始しております。

その具体的な内容としては、①金融危機に端を発した世界経済の急速な悪化の影響を受けて、不動産売買取引市場における商品の流動性が著しく低下している一方、個人投資家向けの比較的少額且つ利回りの高い収益不動産については需要が比較的安定していることなどから、ハンドメイド型不動産再生事業において個人投資家のニーズに合う収益不動産の仕入れ、再生に特化して、安定した収益基盤を構築する。②不動産売買仲介、プロパティマネジメント事業によるフィービジネスを強化する。③役員報酬をはじめとした人件費及びその他の経費を大幅に削減する。④直接金融も視野に入れた様々な資金調達手法の検討と実施によって、早急に財務基盤の健全化と強化を図る。といった施策を講じております。

不動産市場においては、一昨年からの不動産会社の相次ぐ経営破綻など、経営環境が大きな転換期に差し掛かる中で、様々な事情で不良債権化した不動産が数多く存在しておりますが、かかる状況は、仕入れの好機と考えられます。そのため、当社は、現状を踏まえ、ポテンシャルを活かせずに不良債権化して埋もれている不動産を獲得し、価値最大化のための再生を行い、良質な不動産として供給することが当社の使命と考え、当社の収益拡大を企図し、ハンドメイド型不動産再生事業の強化に取り組んでまいり所存です。かかる取り組みを確実に遂行し、早期に業績の回復を果たすため、事業資金の確保及び財務基盤の健全化と強化を図ることが喫緊の経営課題となっております。

また、日本国内の不動産市場は金融危機の余波等により不動産売買取引は低調に推移し、不動産市況も低迷が続いておりますが、価格の値ごろ感から事業法人、個人ともに物件取得に向けて徐々に動き出しております。当社のハンドメイド型不動産再生事業のノウハウを駆使することで多くの事業機会を得ることができると考えております。

そのために、当社は、事業資金の確保及び財務基盤の健全化と強化を目的として間接金融・直接金融を含めた資金調達計画を検討してまいりましたが、デット・ファイナンス環境は依然として機能回復を

果たしているとは言い難い状況にあり、金融機関の不動産関連融資に対する厳格姿勢が続く現状では、借入れのみにより当社が事業計画を達成するために必要な事業資金の確保は困難な状況にあることに加え、現預金残高も減少が続いております。

こうした状況において、当社がハンドメイド型不動産再生事業を積極的に推進していくためには、エクイティ・ファイナンスによる早急な資金調達を行うことが必要不可欠であると判断し、平成22年4月27日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権を発行することを決議いたしました。

(2) 第三者割当による新株式の発行による資金調達方法を選択した理由

当社は今回の資金調達に際し多様な資金調達手段を検討いたしました。既存株主様の希薄化を避けるために、金融機関への融資交渉を進めておりましたが、金融機関の不動産関連融資に対する厳格姿勢が続いていること、当社は平成21年3月期事業年度より引き続き、継続企業の前提に関する注記が付されていること等から、金融機関からの借入による資金調達は極めて厳しい状況となっております。

このような状況を打開するために、当社は、早急に資本増強を実現する必要に迫られており、今回の資金調達手段として、当社の状況、金融状況、マーケット環境ならびに機動的な実現性等を総合的に勘案し、第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。デット・ファイナンス環境は依然として機能回復を果たしているとは言い難い状況であり、また、直接金融市場における公募増資による資金調達は、当社の業績等を勘案しますと、当社が期待する資金調達が成立する可能性は低いものと考えざるをえません。以上のような理由により、第三者割当による新株式の発行による資金調達を選択いたしました。

本第三者割当による新株式の発行により、財務基盤の健全化及び強化を進めるとともに事業資金を確保することで、信用力の回復ならびにハンドメイド型不動産再生事業の適切な推進が可能であると考えております。

(3) 第三者割当による新株予約権の発行による資金調達方法を選択した理由

新株予約権という性質上、行使される時期は確定できませんが、割当予定先とは当社の事業進捗にあわせて、権利行使を行うことで基本的に合意しており、これによりさらなる財務基盤の強化ならびにさらなる事業資金の獲得が可能となることから、第三者割当による新株式の発行に加え、新株予約権の発行による資金調達方法を選択いたしました。

当社は、本新株式の発行によって、財務基盤の健全化及び強化を進めるとともに事業資金を確保することで、信用力の回復ならびにハンドメイド型不動産再生事業の適切な推進が可能であると考えておりますが、資金需要が増加する平成23年4月から始まる事業年度において、デット・ファイナンス環境の回復が進むか否かについては、不透明な状況にありますので、現時点において平成24年3月期の資金調達計画を見据えて、本新株予約権の発行をすることとしました。

新株予約権という手法による潜在株の存在により既存株式の希薄化はありますが、行使価額を固定し、株価が行使価額を上回った場合にしか株式に転換されないため、想定を超える希薄化が防げるスキームとなっております。

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当予定先から第三者へは取締役会の承認決議なしに譲渡されません。当社といたしましては、既存株主様に対しまして、株式数増加に伴う希薄化による影響を上回る、企業価値及び業績の向上を目指し、最大限の努力をさせて頂く所存でございます。

なお、新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価格を下回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社の事業計画の遂行が困難になる可能性があります。かかる状況においては、適宜、資金調達戦略を見直してまいります。

(4) 本第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行リスクならびに特徴

【新株式の発行に関するリスク情報について】

①株主価値の希薄化リスク

本新株式を発行した際の株式の増加数は73,600株となります。これは本日現在の当社の発行済株式数70,705株に対し、104.09%（総株主の議決権の数70,403個に対し、104.54%）に相当します。これは、現在の当社の時価総額においては極めて大きな比率であり、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。

②新株式の失権リスク

株価及び割当予定先の環境変化等の状況により、本新株式が失権した場合、当社は資金繰りの悪化等により当社の企業存続は危機的状況に陥る可能性があります。

【新株予約権に関するリスク情報について】

①新株予約権の行使が予定通り進まないリスク

割当予定先は、本新株予約権の行使につき、前向きな姿勢であります。万一切割当予定先の資金手が何らかの要因で予定通り行われなかった場合には、本新株予約権の行使が行われない又は予定通りに行使が進まないリスクがあります。なお、当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である旨の表明及び保証をした書面を受領しております。また、当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が行われないリスクがあります。

このような状況となった場合には、十分な資金調達ができず、ハンドメイド型不動産再生事業における新規プロジェクトを推進することが困難となり、当社の事業計画に影響する可能性があります。

このような事象が発生した場合、当社は、資金調達戦略及び事業戦略を見直してまいります。

②株主価値の希薄化リスク

本新株予約権が全て行使された場合の新株式の最大増加数は39,500株となります。これは本日現在の発行済株式数70,705株に対し、55.87%（総株主の議決権の数70,403個に対し、56.11%）に相当します。これは、現在の当社の時価総額においては極めて大きな比率であり、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。

【1株当たりの希薄化について】

本新株式の発行及び本新株予約権の発行をあわせた株主価値の希薄化は次のとおりになる見込みであります。

種類	株式数	発行済株式数に対する比率	総株主の議決権の数に対する割合
発行済株式総数	70,705株	100.00%	—
本新株式の発行及び本新株予約権の発行による潜在株式総数	113,100株	159.96%	160.65%

(注1) 本新株式の発行及び本新株予約権の発行による潜在株式総数は、本新株式の発行に伴い新たに発行される株式数（73,600株）及び本新株予約権の発行による潜在株式総数（39,500株）を加えた株式数（113,100株）としております。

(注2) 総株主の議決権の数に対する割合は、発行済株式総数（70,705株）から議決権を有しない株式として自己株式302株を控除した株式数（70,403株）を分母として計算しております。

【本新株予約権に関する特徴について】

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と目的株式数を固定することにより、既存株主様の株主価値の希薄化を最小限に抑えつつ、当社の事業進捗にあわせて、資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

①行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について、市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は8,300円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から39,500株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

②譲渡制限条項

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは本新株予約権のままでは譲渡されません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達予定額 : 962,825,962円

発行価額総額（※1） : 970,825,962円

発行に係る費用概算額（※2） : 8,000,000円

調達予定額 : 962,825,962円

※1 発行価額総額の内訳

第三者割当による新株式の発行 : 610,880,000円

第三者割当による新株予約権の発行 : 359,945,962円

内訳（新株予約権の発行による調達額） : 32,095,962円

（新株予約権の行使による調達額） : 327,850,000円

※2 発行に係る費用概算額の内訳

第三者割当による新株式の発行に係る費用概算額 : 3,500,000円

第三者割当による新株予約権の発行に係る費用概算額 : 4,500,000円

※3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には上記本新株予約権の行使による調達額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

①本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
I 販売用不動産の取得資金	507,380,000円	平成22年6月～平成22年9月
II 運転資金	100,000,000円	平成22年5月～平成22年9月

新株式の発行により調達する予定額 607,380,000円につきましては販売用不動産の取得資金及び運転資金に充当する予定です。

具体的な内容としましては、販売用不動産の取得資金として 507,380,000 円程度、残金を人件費等の運転資金に充当する予定としております。

また、当社の中長期事業戦略実現のため、販売用不動産の取得を積極的に行い、ポテンシャルを活かせず不良債権化して埋もれている不動産を獲得し、価値最大化のための再生を行い、良質な不動産として供給することで当社の収益拡大が図れるものと考えております。

なお、返済期限が迫っていた金融機関からの借入金について、金融機関との返済条件の変更等に関して、合意を得られたことにより延滞は生じておりません。引き続き金融機関と緊密な関係を維持し、借入金の返済期限の延長又は返済条件の変更等のリファイナンスへ向けて協議を進めてまいります。資金の使途としましては、収益獲得のために使用する販売用不動産の取得ならびに活動のための運転資金を想定しておりますが、今後の金融機関との話し合いによっては、販売用不動産の取得資金の一部を借入金の返済に充当する可能性があります。このような場合には、当社は適時に開示を行います。

また、調達した資金については、支出までは銀行預金として保管いたします。

②本新株予約権により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
販売用不動産の取得資金	355,445,962 円	平成 23 年 5 月～平成 25 年 5 月

新株予約権により調達する予定額 355,445,962 円につきましては、当社の中長期事業戦略実現のため販売用不動産の取得資金に充当する予定です。

当社は、本新株式の発行によって、財務基盤の健全化及び強化を進めるとともに事業資金を確保することで、信用力の回復ならびにハンドメイド型不動産再生事業の適切な推進が可能であると考えておりますが、資金需要が増加する平成 23 年 4 月から始まる事業年度において、デット・ファイナンス環境の回復が進むか否かについては、不透明な状況にありますので、現時点において平成 24 年 3 月期の資金調達計画を見据えて、本新株予約権の発行をすることとしました。なお、デット・ファイナンス環境の回復が進み銀行借入による資金調達が可能となる、又は、販売用不動産の取得が予定通りに進まない等の場合を想定し、本新株予約権により調達した資金の支出時期を平成 23 年 5 月～平成 25 年 5 月と長期にしております。

なお、調達した資金については、支出までは銀行預金として保管いたします。

また、当社は、平成 21 年 6 月 30 日に、フィンテック グローバル株式会社及びフィンテック グローバル投資事業有限責任組合第 11 号から 77,864 千円（調達手取額 66,864 千円）を調達しております。資金使途は、アウトレットマンションを始めとした不動産投資案件への投資を想定しておりましたが、検討していた物件については条件面で折り合いがつかないため取得に至らず、その後も精力的な営業活動を展開しておりますが、収益性が見込まれる案件については手元資金だけでは賅いきれない案件が多いため、成約に至っておりません。

そこで、今般、上記のとおり資金調達を行い、財務体質の健全化及び強化と事業資金の獲得を行うものです。なお、事業の推進に際しては、手元資金に加え、対象不動産を担保に金融機関等からの借入もあわせて進めていく予定であります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

ハンドメイド型不動産再生事業の進捗状況、規模、取組条件等によって支出額は異なりますが、平成 22 年 5 月より順次支出を予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、「イントランスリバイバルプラン」の取組みにあたり、当社の事業主軸でありますハンドメイド型不動産再生事業を強化し、収益拡大を図る予定であり、今回の調達資金は、上記「(2) 調達

する資金の具体的な使途」記載のとおり、主に販売用不動産の取得資金に充当する予定です。

日本国内の不動産市場においては、一昨年からの不動産会社の相次ぐ経営破綻など、不動産市場の環境が大きな転換期に差し掛かる中で、様々な事情で不良債権化した不動産が数多く存在しておりますが、かかる状況は、仕入のための好機と考えられます。そのため、当社は、現状を踏まえ、ポテンシャルを活かせずに不良債権化して埋もれている不動産を獲得し、価値最大化のための再生を行い、良質な不動産として供給することが当社の使命と考え、当社の収益拡大を企図し、ハンドメイド型不動産再生事業の強化に取り組んでまいり所存です。

当社は、かかる取り組みを確実に遂行し、早期に業績の回復を果たすため、事業資金の確保及び財務基盤の健全化と強化を図ることが喫緊の経営課題となっております。また、このような取り組みにより着実に利益を積み上げながら財務基盤の強化と健全化を図り、高い競争力を維持することが、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えておりますため、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

また、当社の事業に対する考え方及び資金使途について、割当予定先も踏襲する予定であり、独立役員も面談にて割当予定先の方針を確認しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①新株式

発行価額につきましては、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成 22 年 4 月 26 日から 3 ヶ月遡った期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均の金額 8,300 円を基準とし、割当予定先との協議を経て、1 株 8,300 円(ディスカウント率 0%)といたしました。

平成 22 年 4 月 20 日から同年 4 月 26 日までの当社株価の推移を見ますと、当該期間において特に適時開示情報等のリリースが行われていないにもかかわらず、6 ヶ月遡った期間にあって、当該期間を除く期間と比べ、株価が大きく上昇し、また、出来高も大きく膨らんでおります。当社の株価の直近(1 週間)の終値平均が、1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の平均値と比較して乖離しており、また、当社の直近 1 ヶ月の株価の上昇率と東証マザーズ指数の上昇率を比較すると、当社株価 78.12%、東証マザーズ指数 13.34%となっており、当社株価の上昇率が東証マザーズ指数を大きく上回っております。これらから、取締役会決議日の前取引日の株価が必ずしも当社の株価の本来の価値を示しているとは限らず、ある程度の期間の平均をとることにより、直近の株価の変動による影響を可能な限り排除すべきと判断しております。当社の株価の 1 ヶ月平均は 8,824 円、3 ヶ月平均は 8,300 円、6 ヶ月平均は 8,470 円となっております。直近の株価変動等により、本新株式引受に必要な資金が、当初、割当予定先が想定していた金額を大きく超過しておりますが、当社再建に参画したいとの思いから、出資の枠を拡大し、その枠内にて合意できる条件が、3 ヶ月平均となりました。しかし、早急な自己資本の拡充が求められている当社の状況を考慮すれば、円滑な第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値を向上させることが、既存株主様の利益に繋がるものと考えております。

本発行価額は、発行決議日の前取引日の終値に対しては、40.71%のディスカウント、1 ヶ月平均に対しては 5.94%のディスカウント、6 ヶ月平均に対しては 2.01%のディスカウントとなっております。

なお、この発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しているものと判断しており、有利発行に該当しないものと判断しております。

また、当該新株式の発行に関し、監査役 3 名(常勤監査役 1 名を含む)全員は、本新株式の発行価額が、上記算定根拠を含めて総合的に判断して、割当予定先に特に有利でない旨の意見を述べています。

(参考)

決議日前取引日終値	14,000 円
決議日前取引日終値から 1 ヶ月の平均株価	8,824 円
決議日前取引日終値から 3 ヶ月の平均株価	8,300 円
決議日前取引日終値から 6 ヶ月の平均株価	8,470 円

②第3回新株予約権

本新株予約権の発行価額については、当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の内容等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる独立した第三者評価機関の算定結果等を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、割当予定先との協議を経て、本新株予約権 1 個当たりの発行価額を 406,278 円（1 株当たり 813 円）といたしました。

なお、割当予定先の代表取締役麻生正紀氏は、本新株式の発行及び本新株予約権の発行後、平成 22 年 6 月開催予定の当社第 12 回定時株主総会において、当社の取締役に選任され、その後の取締役会において当社代表取締役社長に就任する予定であり、当社株式を中長期的に保有する予定であること等から、割当予定先が当社株式の売買出来高に照らし、当該株式の売却がマーケットに及ぼす影響を低く抑えることを前提としております。そのため、上記第三者機関の算定においては、割当予定先が 1 日当たりに売却を行う株式数の目処等については、1 日当たり平均売買出来高の約 5% であるという前提を置いており、合理的であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額につきましては、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成 22 年 4 月 26 日から 3 ヶ月遡った期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均の金額 8,300 円（ディスカウント率 0%）といたしました。なお、行使価額は、前取引日の終値を 40.71% 下回っておりますが、割当予定先は、厳しい経営状況の当社に対して、多額の資金を出資するリスクを抱えながら、当社の要請である新株式の発行及び新株予約権の発行を引き受ける予定であること、将来の希薄化リスク及び公正な価額にて割り当てたいという当社の考えも含め総合的に検討し、合理的な価額であると判断しております。

なお、本新株予約権の発行に関し、監査役 3 名（常勤監査役 1 名を含む）全員は、本新株予約権の発行価額ならびに本新株予約権の行使価額が、上記算定根拠を含めて、また第三者評価機関の評価書等も総合的に判断して、割当予定先に特に有利でない旨の意見を述べています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株式の発行により新たに増加する株式数は、平成 22 年 4 月 27 日現在の当社の発行済株式総数 70,705 株に対して 104.09% にあたります。また、本新株予約権がすべて行使された場合に発行される株式は、平成 22 年 4 月 27 日現在の当社の発行済株式総数 70,705 株に対して 55.87%、今回の第三者割当による新株式の発行後の発行済株式総数（144,305 株）の 27.37% にあたります。今回の第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行による希薄化は、今後の株式市場動向によっては需給バランスが大幅に変動し、当社の株主価値に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、当社は、金融機関の不動産関連融資に対する厳格姿勢が続いていること、当社は平成 21 年 3 月期事業年度より引き続き、継続企業の前提に関する注記が付されていること等から、金融機関からの借入による資金調達には極めて厳しい状況となっているため、今回の第三者割当の方法による本新株式の発行及び本新株予約権の発行による資金調達は、企業として存続、成長を続けるためには必要不可欠と考えております。これにより、今後の事業展開に必要な資金調達を行うことで、財務基盤の健全化と強化を図ることに加え、不動産再生案件への投資が可能となります。これらにより、早期の業績回復により企業価値を高めることで既存株主様及び投資家の皆様へ報いてまいりたいと考えております。既存株主様及び投資家の皆様におかれましては、何卒ご理解・ご支援賜りますようお願い申し上げます。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社A S O	
(2) 本 店 所 在 地	東京都武蔵野市境南町二丁目9番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 麻生 正紀	
(4) 事 業 内 容	有価証券の保有等	
(5) 資 本 金	1,000 万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 22 年 4 月 14 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	20 株	
(8) 決 算 期	11 月 30 日	
(9) 従 業 員 数	0 名	
(10) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行	
(11) 大株主及び持株比率	麻生 正紀 100%	
(12) 上 場 会 社 と 割当予定先の関係等	資 本 関 係	該当はありません。
	取 引 関 係	該当はありません。
	人 的 関 係	該当はありません。
	関連当事者への 該 当 状 況	該当はありません。
(13) 最近 3 年間の業績	設立後、間もないことから該当事項はありません。	

※なお、当社は、割当予定先の代表取締役である麻生正紀氏に対して、社内におけるコンプライアンスチェック、外部の調査会社への調査依頼、関係団体及び取引先等ならびに同氏へのヒアリングを行い、暴力団等とは一切関係がないことの確認を行っており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。また、当社は割当予定先から、反社会的勢力に該当しない旨の表明・保証を書面で取得しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、経営基盤を強化し、ハンドメイド型不動産再生事業を主軸安定事業として成長させていくためには、事業資金の確保及び財務基盤の健全化と強化を図ることが喫緊の経営課題であると考えており、こうした観点から間接金融・直接金融を含めた資金調達計画を検討してまいりました。

かかる資金調達計画の検討において、当社は、証券会社、M&Aコンサルティングファーム、親密取引先等から多くの事業会社、ファンド、金融投資家等の紹介を受け、当社への出資条件について協議を重ねてまいりましたが、現状の事業環境下において、多額の資金を不動産企業に出資することのハードルは非常に高く、また、今後の当社の事業戦略を理解した上で、当社の経営方針を尊重し、事業発展をともに行える割当候補先はなかなか見当たらず、割当候補先探しは難航が続きました。

そのような状況下、当社は、親密な取引先を通じて当該割当予定先の代表取締役である麻生正紀氏の紹介を受けました。その後、両者にて協議を重ね、合意に至り、当社は、平成 22 年 4 月 27 日開催の取締役会決議において同氏の財産保全会社である株式会社A S Oを割当予定先とする第三者割当の方法による新株式の発行及び新株予約権の発行を行うことといたしました。

同氏は、平成 13 年 1 月より、株式会社東京証券取引所第二部上場の上毛撚糸株式会社（現：価値開発株式会社）の代表取締役社長に就任し、十六期ぶりに黒字転換させる等、優れた経営能力を備えており、当社の再建に相応しい人物であると考えられること、当社の経営方針及び事業戦略を理

解し、実践できる人物であると考えられること、今回の新株式の発行及び新株予約権の発行を引き受ける資力を有していると考えられること等から同氏の財産保全会社である同社に対して割当を行うこととしました。同氏は本新株式及び本新株予約権の発行後、当社の顧問に就任し、その後の当社第12回定時株主総会で取締役を選任されることを条件に、代表取締役社長に就任する予定です。なお、当社が同氏ではなく、同氏の財産保全会社に対して割り当てを行うのは、同氏は、中長期的に当社の代表取締役社長を継続する意向を持っていることから、将来の相続対策等に備えるため、財産保全会社に対して割り当てをして欲しい旨の要請があり、当社として、当該要請の内容について十分に吟味したうえで問題ないとの判断に至ったためであります。

また、同氏は株式会社シルバーライフの代表取締役を務めております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先は、今回の第三者割当により取得した当社株式は、中長期的に保有する方針であり、3年間は売却しない旨を当社は口頭にて確認しております。なお、割当予定先からは、割り当てられた本新株式及び本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式を、払込期日（平成22年5月14日）より2年間において譲渡する場合には、遅滞なく当社に書面で報告する旨の内諾を得ております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である旨の表明及び保証をした書面を受領しております。また、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に係る払込に必要な金額を上回る残高が表示された銀行預金通帳のコピーを受領した上で、最近の財産状態の説明を聴取しており、払込に要する財産の存在について確認しております。なお、割当予定先は、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に係る払込に必要な金額の全額を、割当予定先の代表取締役である麻生正紀氏からの借入によって賄っており、借入条件は、無期限、無利息である旨を口頭にて確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込に要する金額を有しており、本新株予約権の権利行使に係る払込についても十分可能であると判断しました。

(5) その他重要な契約

本新株式及び本新株予約権の発行後、平成22年6月開催予定の当社第12回定時株主総会において、割当予定先の代表取締役麻生正紀氏が取締役に選任され、その後の取締役会において当社代表取締役社長に就任する予定である他、割当予定先は過半数を占める取締役候補者及び監査役候補者を指名する予定であり、同じく平成22年6月開催予定の当社第12回定時株主総会において当該候補者が取締役及び監査役に選任される予定であります。

これにより、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすこととなります。

その他重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前 (平成21年9月30日現在)		募 集 後 (本新株式の第三者割当増資後)	
上島 規男	36.94%	株式会社A S O	51.00%
有限会社レアリア・インベストメント	26.87%	上島 規男	18.10%
フィンテック グローバル投資事業 有限責任組合第11号	8.02%	有限会社レアリア・インベストメント	13.17%
フィンテック グローバル株式会社	1.18%	フィンテック グローバル投資事業 有限責任組合第11号	3.93%
堀 紘一	0.80%	フィンテック グローバル株式会社	0.58%

高橋 良郎	0.71%	堀 紘一	0.39%
北村 礼江	0.71%	高橋 良郎	0.35%
株式会社イントランス	0.43%	北村 礼江	0.35%
秋元 義彦	0.43%	株式会社イントランス	0.21%
野村証券株式会社	0.39%	秋元 義彦	0.21%

※当社は、平成22年4月26日付けにて、フィンテック グローバル投資事業有限責任組合第11号より、当社株式800株を同日にて譲渡した旨の報告を受けておりますが、上記には反映しておりません。

(ご参考) 今回募集に係る潜在株式を反映した「募集後の大株主及び持株比率」は以下のとおりとなります。

募 集 後 (新株式の発行及び本新株予約権が全部行使された場合)	
株式会社ASO	61.53%
上島 規男	14.21%
有限会社レアリア・インベストメント	10.34%
フィンテック グローバル投資事業有限責任組合第11号	3.08%
フィンテック グローバル株式会社	0.45%
堀 紘一	0.31%
高橋 良郎	0.27%
北村 礼江	0.27%
株式会社イントランス	0.16%
秋元 義彦	0.16%

※当社は、平成22年4月26日付けにて、フィンテック グローバル投資事業有限責任組合第11号より、当社株式800株を同日にて譲渡した旨の報告を受けておりますが、上記には反映しておりません。

8. 今後の見通し

今回の資金調達により、財務体質の健全化と強化を図るとともに、ハンドメイド型不動産再生の強化を通じて、中長期的に企業価値・株主価値の向上につなげてまいりたいと考えております。なお、平成23年3月期の業績に与える影響は、平成22年3月期決算発表において、平成23年3月期の業績予想に織り込んで発表する予定であります。

9. その他リスク情報等

当社は、本新株式の発行及び本新株予約権の発行により、事業資金の確保及び財務基盤の健全化と強化を図ることでハンドメイド型不動産再生を促進し、企業価値・株主価値の向上のために、事業展開してまいります。

当社は、前事業年度において、大幅に現金及び現金同等物が減少したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

このような状況において、返済期限が迫っていた金融機関からの借入金について、金融機関との返済条件の変更等に関して、合意を得られたことにより延滞は生じておりません。引き続き金融機関と緊密な関係を維持し、借入金の返済期限の延長又は返済条件の変更等のリファイナンスへ向けて協議を進めてまいります。しかし今後においては、金融機関との返済状況の変更等が合意に至らなかった場合又は不動産売買取引の流動性の著しい低下等により、計画から大きく下回る価格にて販売用不動産を売却せざるを得ない場合や売却そのものが難しい場合には事業計画の見直し等を行わなくてはならない可能性があります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式の発行及び本新株予約権の発行規模は、「5. 発行条件等の合理性(2)」に記載のとおり、今回の第三者割当による新株式の発行により新たに増加する株式に係る議決権の数73,600個については、平成22年4月27日現在の総株主の議決権の数70,403個に対する希薄化率が104.54%と25%以上であり、また、これに伴い支配株主が異動することとなります。潜在株式に係る議決権の数39,500個については、平成22年4月27日現在の総株主の議決権の数70,403個に対する希薄化率が56.11%と25%以上であるため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される経営者から一定程度独立した者である弁護士佐藤明夫氏(佐藤総合法律事務所)(注1)及び当社の独立役員である成田范氏から、本新株式の発行及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見の入手を行いました。当社は、両氏に対して、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に関する事項(発行の目的及び理由、調達資金の額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、業績への影響の見通し)、ならびにその他必要と思われる事項と、両者からの質問事項に関し、詳細に説明を行いました。また、独立役員である成田范氏は割当予定先に直接面談を行い、弁護士佐藤明夫氏は、割当予定先と直接面談を行った佐藤総合法律事務所所属弁護士から報告を受けることにより面談の内容を確認しております。以上をふまえて両者にて審議した結果、当社は平成22年4月27日付で、本新株式の発行及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性が認められるとの両者一致の意見をいただいております。なお、両者において、当社は、現在、エクイティ・ファイナンス等による資金調達なしには、企業としての存続自体が大変厳しい状態にあり、このような厳しい事業環境の下で「イントランスリバイバルプラン」を遂行していくためには、事業資金の獲得と財務基盤の健全化と強化を図ることが必要であり、そのためにエクイティ・ファイナンス等による新たな資金が不可欠であること、調達資金は、ハンドメイド型不動産再生事業によって業績を回復させるために必要な資金であるため用途は合理的であること等から、本新株式の発行及び本新株予約権の発行による資金の調達は必要性があり、かつ、現状の当社の財政状況においては、金融機関からの借入による資金調達及び公募増資による資金調達が難しいこと、割当予定先の選定理由に合理性があり、割当予定先が中長期的に保有する方針であること、割当予定先が反社会的勢力等と関わりがないこと、割当予定先の払込の確実性に問題がないこと、発行価額が適切な方法により決定されていること等から、本新株式の発行及び本新株予約権の発行の相当性があると判断しております。以上より、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に伴って、大規模な希薄化が生じるものの、当社にとって必要且つ相当である旨のこれら意見を尊重した上で、当社は本件第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行を決議することといたしました。

(注1) 当社と弁護士佐藤明夫氏(佐藤総合法律事務所)の間には、顧問契約を含め、これまで一切、取引をした事実はなく、独立性は確保されております。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成19年3期	平成20年3期	平成21年3期
売上高	8,986百万円	8,200百万円	3,776百万円
営業利益	1,265百万円	223百万円	△1,374百万円
経常利益	1,139百万円	106百万円	△1,474百万円
当期純利益	625百万円	61百万円	△1,635百万円
1株当たり当期純利益	10,545.09円	960.32円	△25,513.22円
1株当たり配当金	800円	700円	－円
1株当たり純資産	32,971.87円	33,132.19円	6,951.25円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成22年4月27日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	70,705 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,976 株	2.8%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	243,000 円	22,220 円	8,920 円
高 値	261,000 円	379,000 円	17,000 円
安 値	20,000 円	5,200 円	7,150 円
終 値	22,200 円	9,320 円	7,800 円

② 最近6ヶ月間の状況

	平成21年 10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月
始 値	10,100 円	9,000 円	8,100 円	8,890 円	8,150 円	8,090 円
高 値	11,390 円	9,200 円	8,900 円	9,200 円	8,500 円	8,500 円
安 値	8,810 円	7,660 円	7,690 円	8,280 円	7,600 円	7,150 円
終 値	9,020 円	8,400 円	8,640 円	8,320 円	8,100 円	7,800 円

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成22年4月26日
始 値	12,800 円
高 値	14,000 円
安 値	12,700 円
終 値	14,000 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成21年6月30日
調達資金の額	66,864,850 円（差引手取概算額）
発行価額	11,970 円
募集時における発行済株式数	64,200 株
当該募集による発行株式数	6,505 株
募集後における発行済株式総数	70,705 株
割当先	フィンテック グローバル株式会社 フィンテック グローバル投資事業有限責任組合第11号
発行時における当初の資金使途	アウトレットマンションを始めとした不動産投資案件への投資

発行時における支出予定時期	平成 21 年 9 月
現時点における充当状況	未充当

12. 親会社、筆頭株主及び主要株主の異動

(1) 異動に至った経緯

本新株式の割当予定先である株式会社A S Oは、本新株式の割り当てにより当社の発行済株式総数の 51.00%を保有することから、新たに当社の親会社、筆頭株主及び主要株主となる見込みであります。

なお、当社の主要株主である筆頭株主である当社代表取締役社長上島規男は、当社の筆頭株主に該当しなくなる見込みであります。

(2) 異動が生じた株主の概要

①新たに親会社、筆頭株主及び主要株主となるものの名称

名称	所在地	代表者	主な事業内容
株式会社A S O	東京都武蔵野市境南町二丁目 9 番 1 号	麻生 正紀	有価証券の保有他

②筆頭株主に該当しなくなる株主

氏名	所在地	代表者	主な事業内容
上島 規男 (当社代表取締役社長)	東京都品川区	—	—

(3) 異動前後における当該株主等の所有株式数及び議決権の数ならびに総株主の議決権の数に対する割合

株式会社A S O	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 22 年 5 月 13 日)	0 個 (0 株)	—	—
異動後 (平成 22 年 5 月 14 日)	73,600 個 (73,600 株)	51.11%	第 1 位

上島 規男	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 22 年 5 月 13 日)	26,118 個 (26,118 株)	37.10%	第 1 位
異動後 (平成 22 年 5 月 14 日)	26,118 個 (26,118 株)	18.14%	第 2 位

(注 1) 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 302 株
平成 22 年 4 月 27 日現在の発行済株式総数 70,705 株

(注 2) 総株主の議決権の数に対する割合は、平成 22 年 2 月 10 日に提出した第 12 期第 3 四半期報告書に記載された平成 21 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (70,705 株) に本第三者割り当てに伴い新たに発行される株式数 (73,600 株) を加えた株式数より保有自己株式数 (302 株) を減じた株式数 (144,003 株) に係る議決権の数 (144,003 個) を分母として計算しております。

(4) 異動予定年月日

平成 22 年 5 月 14 日

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

開示対象となる非上場の親会社は、株式会社ASOとなります。

(別添1)

新株式（第三者割当）

発行要項

1	発行新株式数 普通株式	73,600株	
2	発行価額 1株につき	8,300円	
3	発行価額の総額	610,880,000円	
4	資本組入額	305,440,000円	
5	募集又は割当方法	第三者割当ての方法により、以下8記載の割当予定先に割り当てる。	
6	申込期間	平成22年5月14日	
7	払込期日	平成22年5月14日	
8	割当予定先及び 割当株式数	株式会社A S O	73,600株

(別添2)

第3回新株予約権

発行要項

- 1 新株予約権の名称 株式会社イントランス第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
- 2 本新株予約権の払込金額の総額 32,095,962円
- 3 申込期日 平成22年5月14日
- 4 割当日及び払込期日 平成22年5月14日
- 5 募集の方法及び
割当予定先 第三者割り当ての方法により、すべての本新株予約権を株式会社ASOに割り当てる。
- 6 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式39,500株とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数（以下「交付株式数」という。）は500株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7 本新株予約権の総数 79個
- 8 本新株予約権1個あたりの払込金額 金406,278円
- 9 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額は、8,300円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。
- 10 行使価額の調整
 - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当割り当てをする場合

調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当り当てのための基準日（無償割当り当てのための基準日がない場合には当該割り当ての効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当り当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当り当ての場合を含む。）する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当り当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 11 本新株予約権の行使期間
- 平成22年5月15日から平成25年5月14日までの期間とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- ① 当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。）の3営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）前日から株主確定日までの期間
- ② 振替機関が必要であると認めた日
- ③ 第13項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1ヶ月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1ヶ月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間
- 12 その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 13 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」という。）は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
- 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
- 再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
- 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権の行使の条件
- 第11項乃至第13項、第15項及び第16項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
- 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
- 14 新株予約権の譲渡制限
- 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 15 新株予約権証券の発行
- 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

- 16 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 17 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
 - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が第19項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された日に発生する。
- 18 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- 19 行使請求受付場所
東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号 大下ビル9階
株式会社イントランス 財務・法務部
- 20 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 新宿通支店
- 21 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を406,278円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当初、当該発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成22年4月26日から3ヶ月遡った期間の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値の単純平均の金額8,300円とした。
- 22 その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件とする。

以上